

## 福島原発事故対策検討研究会規約

### 第1条（名称）

本会は、化学工学会「福島原発事故対策検討研究会」（英文名：The Working Group on Fukushima Nuclear Power Plant Accident Countermeasure Examination, Society of Chemical Engineering, Japan）（略称「福島原発事故対策検討研究会」、以下本会）と称する。

### 第2条（所在地）

本会の事務局は、化学工学会事務局内に設ける。

### 第3条（会員）

1. 本会は、旧福島原発事故対策検討委員会および関係部会を中心に個人会員、本会の目的に賛同し、その事業に協力する法人会員、学会外の専門家で異なる視点から本会の活動に協力する特別会員によって構成される。
2. 法人会員は、本会に対する連絡責任者を定めて本会に通知する。
3. 本会は必要性に応じて、化学工学会員以外の個人を、幹事会の承認を得て本研究会の特別会員とすることができる。

（注： 個人会員、法人会員は、公益社団法人 化学工学会の会員）

### 第4条（入会および退会）

1. 本会における会員の入会と退会は次の通りとする。
  - （1） 本会の会員になろうとする者は、入会申込書を提出して幹事会の承認を受けなければならない。
  - （2） 本会の会員は、次のいずれかに該当したとき退会する。
    - ① 書面をもって代表に退会の意思を表明したとき
    - ② 死亡、もしくは会員である法人・団体が解散したとき
    - ③ 会員としてふさわしくない言動があったと認められる場合で、幹事会が合意して退会を通告したとき

### 第5条（目的）

本会は、会員相互の交流を通じて学術、技術ならびに経験を交換し、福島原発事故対策に関する情報の化学工学会での連絡・情報発信の窓口としての機能、および福島復興・廃炉推進に貢献する学協会活動を中心とする。

## 第6条（事業）

1. 本会は、第5条の目的を達成するために、次の行事または事業を行う。
  - ① オフサイト（地域）の除染、廃棄物減容化等に関する情報収集、意見交換
  - ② オンサイト（原発敷地内）の除染、廃棄物減容化等に関する情報収集、意見交換
  - ③ 廃炉に関する情報収集、意見交換
  - ④ 福島復興・廃炉に貢献する学協会連絡会の活動への参加
  - ⑤ 化学工学会本部大会でのシンポジウム企画
  - ⑥ 東京電力、国際廃炉研究開発機構（IRID）、原子力損害賠償・廃炉等支援機構（NDF）、経済産業省、環境省等への提言
  - ⑦ 政府機関実施事業への応募検討

## 第7条（組織）

1. 本会には次の役員をおく。
  - ① 代表 1名
  - ② 副代表 若干名
  - ③ 幹事 若干名
  - ④ 事務局 1名
2. 各役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
3. 各役員は会員の互選とする。
4. 各役員は、辞任または任期満了であっても、後任者が就任、事務引き継ぎが終了するまでは、その職務を行わなければならない。

## 第8条（役員の職務）

1. 代表は本会を代表し、会務を総括する。
2. 副代表は代表を補佐するとともに、代表が職務を遂行できない場合は代表の職務を代行する。
3. 幹事は本会の運営および諸行事の企画立案およびその業務を執行する。
4. 事務局は、本会の会計および職務の執行状況を監査する。

## 第9条（幹事会）

1. 幹事会は、第7条に規定する役員をもって構成し、必要に応じて代表が招集する。
2. 幹事会は次の事項を行う。
  - ① 事業計画、予算および決算案の立案
  - ② 会員の入退会の承認
  - ③ 特別会員の入退会の承認
  - ④ 役員候補者に関する協議

- ⑤ 役員に関する協議
  - ⑥ その他、本会の運営と事業の執行に必要な事項
3. 幹事会は、必要に応じて電子メールその他電子的な手段を利用して開催することができる。

#### 第10条（総会）

1. 総会は会員をもって構成し、原則年1回開催し、代表がこれを招集する。
2. 代表は必要に応じて臨時に総会を招集できるものとする。
3. 総会は次の事項を行う。議決は、出席者の3分の2以上の賛成による。
  - ① 事業計画、予算および決算案の承認
  - ② 代表の改選と役員承認
  - ③ 規約の変更
  - ④ その他、本会に必要な事項の決定
4. 総会は必要に応じて電子メールその他の電子的な手段を利用して開催することができる。

#### 第11条（会計）

本会の事業は学会交付金および事業収入によって実施する。

1. 当面、会員から本会の会費を徴収しない。ただし、寄付は妨げない。本会会計は3月1日に始まり、翌年2月末日に終了とする。
2. 各種事業における法人会員からの参加者は個人会員と同等の扱いとする。

#### 第12条（設立年月日）

福島原発事故対策検討研究会の設立は、理事会で承認を受けた2018年4月5日とする。

#### 付則

1. 本規約は、2018年4月5日から施行する。